

## 成果目標の考え方について

- 緑の文字・緑の欄 …… 現状の成果（数値）に関すること  
 ピンクの文字・オレンジの欄 …… 次期計画成果目標（計画遂行のための目標値）に関すること  
 青の文字・水色の欄 …… 活動指標（成果目標達成のための具体的な活動指標）に関すること

## 1 福祉施設入所者の地域生活への移行に係る成果目標の考え方

【入所施設から地域での生活に移行する人数】

(1) 現状の確認（第5期計画実績）

区 分	数 値	
平成29年3月31日時点の入所者数(E=A)	594	移行率
平成29年4月1日～令和2年3月31日の地域移行者数累計(F)	37	6.2%
平成29年4月1日～令和3年3月31日の地域移行者数累計予定(G)※	49	8.2%
令和3年3月31日における第5期計画の地域移行者数累計目標(H)	42	7.1%
目標達成見込		有

※算出根拠：H29年度から令和元年度までの3年間の平均移行者数（12人）を加えた人数とした。

(2) 第6期障害福祉計画の成果目標

区 分	数 値	
令和2年3月31日時点の入所者数(K=B)	573	移行率
令和6年3月31日までの地域移行者数累計目標(L)※	25	4.4%

※算出根拠：R2年度の移行者見込（H29年度から令和元年度までの3年間の平均移行者数）12人＋障害者支援施設への調査により地域移行可能と判断した人数 13人（計測中）  
 （今後新設される日中サービス支援型GH等は、主に入所待機者の解消に活用するため、新規基盤整備による地域移行者は0人とする。）

【入所施設を利用する人の減少数】

(1) 現状の確認（第5期計画実績）

区 分	数 値	
平成29年3月31日時点の入所者数(A)	594	減少率
令和2年3月31日時点の入所者数(B)	573	3.0%
令和3年3月31日時点(第5期目標年度)の入所者数見込み(C) ※	570	4.0%
令和3年3月31日における第5期計画の入所者数目標(D)	574	3.4%
目標達成見込		有

※算出根拠：H30年度から令和元年度までの利用実績伸び率を加味した推計値により算出。

(2) 第6期障害福祉計画の成果目標

区 分	数 値	
令和2年3月31日時点の入所者数(I=B)	573	減少率
令和6年3月31日時点の入所者数目標(J) ※	563	1.6%
(I)-(J)		10

※算出根拠：国基準のとおりとする。

## 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る成果目標の考え方

### (1) 退院後1年以内の地域における平均生活日数（新）〔参考指標〕

国の指針に沿って設定

目標値の設定にあたっては、精神障がい者の精神病床からの退院後の一年以内の地域における生活日数の平均を**316日以上（上位10%の都道府県が達成している水準）**とすることを基本とする。

ただし、同指標の評価に際し、国が行う調査及び結果の公表は、都道府県単位でのみ行われることとされており、政令市単位での公表が予定されていないことから、同指標は参考指標とし、国の調査方法を参考に市独自調査を実施して、現状値及び成果に対する進捗の把握に努める。

【参考】静岡県 290日（2016年調査時点）

### (2) 精神科病床における1年以上長期入院患者数

第5期計画の達成状況			
区分		国	静岡市
1年以上の長期入院患者数	H26年度	18.5万人	501人
	R2年度目標	14.6～15.7万人	374人
	R1達成状況 (H26-R1減少率)	16.6万人 (10.3%減)	415人 (17.2%減)
第6期計画の成果目標			
区分		国	静岡市
1年以上の長期入院患者数	H30年度	17.2万人	413人
	R5年度目標	10.6～12.3万人	計測中

※算定方法は、国の基本指針 別表第四に示されているが、都道府県知事が定める計数に応じて変動。  
静岡県が当該計数及び目標数を設定し、うち静岡市の目標数が示される見通し。

### (3)～(5) 入院後（3か月、6か月、1年以内）に退院できる人の割合

国の指針に沿って設定

目標値の設定にあたっては、入院後3か月時点の退院率については**69%以上**、入院後6か月時点の退院率については**86%以上**、入院後1年時点の退院率については**92%以上（いずれも上位10%の都道府県が達成している水準）**とすることを基本とする。

【参考】静岡市 3時点：85%、6か月時点：91%、1年時点：95%（令和元年度）

### 3 地域生活支援拠点等における機能の充実に係る成果目標の考え方

#### (1) 地域生活支援拠点等の確保

第5期の達成状況		
令和2年度末までに地域生活支援拠点等を整備	市町単独で設置 (1ヶ所)	平成30年度
拠点等が有する機能	相談	●
	緊急時受入・対応	●
	体験の機会・場	●
	専門的人材の 確保・養成	●
	地域の体制づくり	●
	その他	

※第6期も引き続き設置し、それぞれの機能を強化していく。

#### (2) 地域生活支援拠点等に係る検証・検討

第6期の活動指標			
拠点等の整備、機能充実に向けた 検証及び検討を行う場の名称	静岡市障害者自立支援協議会 地域生活支援部会		
上記検証及び検討の年間実施回数 (※)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	2	2	2

※ 算出根拠：地域生活支援部会での検証・検討を行うことから、地域生活支援部会の開催回数を目  
標値とする。

#### 4 福祉施設から一般就労への移行に係る成果目標の考え方

##### (1) 一般就労への移行者数

第5期計画の達成状況			数値等
令和2年度中における福祉施設から一般就労への移行者数	第5期計画の成果目標(A)		108
	見込値(B) ※令和元年度実績と同値と仮定		118
第6期計画の成果目標			数値等
令和元年度における福祉施設から一般就労への移行者数の実績	就労移行支援事業所(D)		85
	就労継続支援A型事業所(E)		19
	就労継続支援B型事業所(F)		12
	生活介護、自立訓練、その他事業所		2
	福祉施設 計(G)		118
第6期計画の国指針に基づく令和5年度中の一般就労移行者数	就労移行支援事業所(H)	※(D)×1.30倍以上	111
	就労継続支援A型事業所(I)	※(E)×1.26倍以上	24
	就労継続支援B型事業所(J)	※(F)×1.23倍以上	15
	生活介護、自立訓練、その他事業所		-
	福祉施設 計(K)	※(G)×1.27倍以上	150
令和5年度中の一般就労移行者数(成果目標) ※国の基準のとおりとする	就労移行支援事業所(L)		111
	就労継続支援A型事業所(M)		24
	就労継続支援B型事業所(N)		15
	生活介護、自立訓練、その他事業所		-
	福祉施設 計(O)		150

##### (2) 就労移行支援・就労定着支援の利用者

第5期計画の達成状況			数値等
令和2年度中における就労移行支援事業の利用者数	第5期計画の成果目標(P)		227
	見込値(Q) ※H30実績→R1実績の伸び率=1.1987倍>目標値であることから、目標値を見込値とする。		227
第6期計画の成果目標			数値等
令和5年度における一般就労移行者のうち就労定着支援事業の利用者割合(成果目標)	令和元年度の一般就労移行者数(G)		118
	(G)のうち就労定着支援利用者数(R)		56
	令和元年度の就労定着支援事業の利用者割合(R)÷(G)		47.5%
	令和5年度の一般就労移行者数(O)		150
	(O)のうち就労定着支援利用者数(S)		105
	令和5年度の就労定着支援事業の利用者割合(O)÷(S)		70%

※ 国の基準のとおりとする

(3) 就労定着支援事業所の就労定着率

現状の把握		数値等
令和元年度末における 就労定着支援事業所の 数等	指定事業所数(T)	9
	(T)のうち就労定着率8割以上の事業所数(U)	7
	(U)の事業所割合 (U)÷(T)	77.8%
第6期計画の成果目標		数値等
令和5年度末における 就労定着支援事業所の 数等 (成果目標)	指定事業所数(V)	20
	(V)のうち就労定着率8割以上の事業所数(W)	14
	(W)の事業所割合 ※国の基準のとおりとする。	70%

現状値が国の基準を上回る場合の取り扱いについて

目標値の設定について、他都市の事例を見ますと、多くの市町が原則として国の基準値を採用していることから、本市も、現状値が国の基準を上回るものも含め、原則として国の基準を目標値として設定します。

ただし、これらは下方修正をしていくという意図ではなく、あくまで現状維持、数値の向上への取組を行い、引き続き、国の示す基準を上回率続けることを目指していくものです。

## 5 障害児通所支援等の地域支援体制の整備に係る成果目標の考え方

### (1) 児童発達支援センターの設置

第5期の達成状況	
令和2年度末までに児童発達支援センターを設置	市町単独で設置（2箇所）
第6期の達成状況	
令和5年度末までに児童発達支援センターを設置 ※指定相談状況等を踏まえ、設定	市町単独で設置 （3箇所）

### (2) 保育所等訪問支援を利用できる体制構築

第5期の達成状況	
令和2年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制構築	市町単独で構築 （3箇所）
第6期の達成状況	
令和5年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制構築 ※サービス見込量等から現状維持	市町単独で構築 （3箇所）

### (3) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を確保

第5期の達成状況	
令和2年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を確保	市町単独で確保済 （6箇所）※目標の8箇所を下回る
第6期の達成状況	
令和5年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を確保※指定相談状況等を踏まえ設定	市町単独で確保済 （7箇所）

### (4) 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を確保

第5期の達成状況	
令和2年度末までに主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を確保	市町単独で確保済 （6箇所）
第6期の達成状況	
令和5年度末までに主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を確保※現状維持	市町単独で確保済 （6箇所）

### (5) 医療的ケア児支援のため、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等による協議の場設置

第5期の達成状況 ※				
令和2年度末までに医ケア児支援のための協議の場の設置※第6期も同様に設置	市町単独で設置済			
第6期の達成状況				
医療的ケア児コーディネーターの配置数	R2(見込み)	R3	R4	R5
※指定特定・障害児相談支援事業所に配置される医療的ケア児コーディネーター（加算対象者）の実績数から推計	17	18	19	20
※市が独自に設置するコーディネーター2名を含まない数。				

6【新規】相談支援体制の充実・強化に向けた取組の実施体制の確保に係る成果目標の考え方

(1)現状の整理

現状の整理		該当	実績（整備年度）
令和2年度末までの基幹相談支援センター設置	設置（委託）	●	平成28年度以前
	設置（直営）	-	
	設置（直営＋委託）	-	
	未設置	-	-
市町における相談支援体制整備に係る課題認識	全事業所で相談支援専門員を含む相談員が不足しており、業務多過の状態となっている。また、現在各障害種別（身体・知的、精神）の事業所を各区に1箇所ずつ配置しているが、区を超えての相談が多く寄せられたり、困難事例が増えてきている状況の中、そもそもの事業所数の不足も課題となっている。		

(2)相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制の確保

第6期の成果目標		該当	設置予定年度
令和5年度末までに基幹相談支援センター設置	設置（委託）	●	令和2年度までに設置済
	設置（直営）	-	
	設置（直営＋委託）	-	
	設置しない	-	-
基幹相談支援センター以外での(3)の実施体制の確保	<b>【確保】</b> 現在、市内相談支援事業所に2名在籍する主任相談支援専門員の資格所持者を増やしていき、各委託相談支援事業所がより高度な相談対応を行えるようにする。		

7【新規】障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築に係る成果目標の考え方

(1)現状の整理

市町における障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る課題認識	障害支援区分認定調査員研修には例年新任職員が参加しているものの、相談支援従事者初任者研修には参加できていない。また、事業所指導監査については、事業所数の増加に見合った職員配置体制を整備することで、適正な実施を図る必要がある。さらに、審査支払等システムでの審査結果に係る分析や事業所指導監査結果について、関係機関と十分に共有できていないため、今後、共有していく仕組みづくりが必要である。
-------------------------------------	--

(2)障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築（成果目標）

令和5年度までに障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築	※(3)の項目について職員への周知、意識付け、配慮や関係自治体との必要な連携等を実施する体制構築の有無	令和5年度までに体制構築する
--	---	----------------